

困ったときは 「消費生活センター」に相談ください

消費生活センターでは、消費生活に関する相談や苦情に対し、専門の資格を持った相談員が問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどを行います。気軽に利用ください。

問合せ 市民活動政策課 ☎33-4482

～こんなことで困っていませんか？～

強引な
訪問買取や販売



しつこい
電話勧誘



インターネット
トラブル



不審な電話



借金の支払い



心当たりの
ない請求



相談してもいい
内容なのか、どう説明した
らいいかなど悩むこともあると
思います。

しかし、大切なのは、1人で悩
まず、すぐに相談することです。
相談の秘密は守られますので、
安心して利用ください。



- とき
月・火・水・金曜日
午前9時～午後5時
※木曜日 午前9時～午後7時
- ところ
本庁仮設庁舎東棟
1階市民相談室内
- 問合せ
☎33-4482
※電話でも相談できます

イラストの出版…消費者庁イラスト集

■消費生活出前講座を利用ください

消費生活相談員が皆さんの地域で、悪質商法の手口や最新の消費生活相談の事例など、消費者トラブルに遭わないためのポイントをわかりやすく伝えます。

自治会、老人会、学校などの10人以上の団体やグループであれば利用できますので、研修などの一環として利用ください。費用は無料です。

申込み 市民活動政策課 ☎33-4482
消費生活センター ☎33-4162

■毎年5月は消費者月間です

～豊かな未来へ

「もったいない」から始めよう～

昨年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

「食品ロス」とは、食べ残しや売れ残り、期限が近いなどさまざまな理由で食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

私たち一人一人が消費生活を見つめ直し、食品ロスを減らしましょう。